

**QA集(2022年4月15日時点)**  
不明点がございましたら事務局までお問合せください

No	Q	A
<b>(1) 補助事業の前提について</b>		
1	研究開発投資のみでの応募は可能ですか。	公募要領に示されている要件を満たす設備投資が必須であり、研究開発のみの補助申請は認められません。
2	研究開発は行わず、設備投資のみを行う場合でも補助の対象になりますか。	設備投資のみの投資計画の申請の場合は、支援対象とはなりません。研究開発について、補助を受けない場合にも、以下の一部又は全部に該当する研究開発に関する2026年度までの計画を提出していただく必要があります。 ※研究開発について補助を受けない場合には、補助対象経費の予定等、一部記載事項が免除となります。 ・補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資 ・補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物(電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料)に関する研究開発投資 ・補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の開発投資
3	研究開発の結果をふまえて設備投資の実施可否や規模を決めることは可能ですか。	研究開発の結果に関わらず、投資規模要件に関しては満たす必要があります。結果として規模要件を満たしていない場合は、事業全体において補助金は支払われません。
4	どのような研究開発が支援対象になりますか。	概ね5年程度以内を目途に実用化を目指す以下の研究開発投資に要する費用のうち、採択審査・採択決定を経て、交付決定を受けた際の研究開発計画の対象費用が支援対象となります。 ・補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資 ・補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物(電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料)に関する研究開発投資 ・補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の開発投資
5	複数社での共同申請は可能ですか。	共同申請も可能です。ただし、例えば、設備投資と研究開発を行う主体が異なる等の場合には、設備投資と研究開発の関連性について、十分に説明をしていただく必要があります。なお、共同申請する場合には、幹事となる者が、共同申請者の記載すべき様式をとりまとめて申請をしていただきます。
6	素材企業と蓄電池製造企業でコンソーシアムを組んで応募することは可能でしょうか。	補助事業で導入した設備を活用した研究開発を共同で実施することは可能ですが、コンソーシアムへの各企業の役割や事業内容が一体不可分であることが必要です。事務局にご相談ください。
7	設備投資の主体と研究開発の主体が異なる場合や、共同研究を行う場合も補助対象になりますか。	認められますが、設備投資を行う主体が補助を受けて導入する設備に関連する研究開発を行う必要があることに留意してください。
8	蓄電池関連で複数の投資を検討しています。別々の申請として、2件の応募を行うことは可能ですか。	別々の申請として応募を行うことは可能ですが、投資内容によってはまとめて1件の投資であると判断される場合がございますので、判断に迷う場合には、事務局にご相談ください。
9	蓄電池製造／材料・部材製造／リサイクルを跨いだ事業を申請する場合、どのように提案すればいいですか。	基本的に分割して申請をしていただけます。ただし例えば、材料製造から蓄電池製造が一体不可分な工程として設計される場合など、分割申請が困難な場合には、ご相談ください。また、定置用電池と車載用電池の兼用ラインを投資する場合には、想定される用途の多い方の区分で審査します。この場合、車載用・定置用の用途別の出荷見込みを申請書(様式第3)に記載してください。
10	使用済み製品ではなく、工程廃材等のリサイクルは補助の対象となりますか。	はい、廃棄される車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池又はその処理物、工程端材等からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程を含む投資が補助の対象となります。 ただし、廃棄される車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池を処理出来る工程である必要があります。
11	非公表の投資案件についても補助対象になりますか。	投資案件について公表している必要はありません。
12	リチウムイオン電池以外の蓄電池や蓄電池以外の電力貯蔵のための製品の生産設備は、補助対象になりますか。	対象になりません。

**QA集(2022年4月15日時点)**  
不明点がございましたら事務局までお問合せください

No	Q	A
<b>(2) 補助事業での支援対象について</b>		
1	既存の生産設備の改造費は補助対象になりますか。	既存の生産設備の改造により、電池や部素材の生産量が增大する場合には、増大する差分の能力が補助の要件に合致する場合に限り、補助対象となる場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。
2	工場を設置する際に必要となる厚生棟や外構工事については、補助対象となりますか。	外構工事については、補助対象経費として申請いただくことは可能ですが、その後の交付申請、交付決定時に精査されます。厚生棟は基本的に補助の対象となりません。
3	研究開発のための建屋等の費用は研究開発費の対象となりますか。	研究開発に必要な設備の運転管理棟など、その建屋の必要性を合理的に説明でき、かつ補助対象事業における専用性を示せるものについては、土木・建設工事費として対象とすることができます。
4	研究開発における試作(サンプル)の為の材料費用などは補助対象になりますか。	研究開発投資計画に基づく材料費用であれば補助対象となります。
5	蓄電池に使用される材料であれば、他の製品にも使われる汎用的な材料・原料についても設備補助の対象になりますか。	蓄電池専用の部素材であることが特性上から明らかである部素材の生産設備が補助対象になるため、汎用的な部素材・原料の生産設備については、補助の対象とはなりません。ただし、蓄電池専用の部素材の生産設備が、他の部素材の生産にも活用可能である場合には、(2) 6.に記載する条件が適用されますので、ご参考ください。
6	投資した設備で、蓄電池材料・部材以外の材料・部材の製造も可能ですが、補助対象となりますか。	原則として、蓄電池専用(※1)用途の材料・部材以外のものも生産可能な設備投資となる場合等には、事後報告の期間内(5年間)において、営業期間のうち概ね1/2以上が蓄電池専用用途の材料・部材の生産(生産準備含む)に供されることの見込みを申請時に示す(※2)こと、かつその実績を事後報告時に示す(※3)必要があります。 ※1 化学組成、純度、性能等が蓄電池専用であると言えるかどうかで判断します。ラベルで「専用」と表示している等の形式的区別があつたとしても、汎用材料・部材は「専用」とはみなしません。 ※2 蓄電池専用の素材・部材以外も生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。 ※3 事後報告の期間内(5年間)において、営業期間のうち概ね1/2以上が蓄電池専用品の生産に使用されている実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。
7	材料・部材の事業において、計画では概ね1/2以上の期間を蓄電池用途の材料・部材の生産に当てる予定であったが、受注状況の変化等により、実績として1/2を大幅に下回る期間しか当てることができなかつた場合、補助金の返還などのペナルティは発生しますか。	合理的な理由により、当初見込まれた期間、蓄電池専用の材料・部材の生産に当てることができなかつた場合には、その理由を示していただければ、直ちに補助金返還等のペナルティは発生しませんが、蓄電池専用の材料・部材の生産に当てる期間を増やすための改善計画等を示していただく場合がございます。 なお、正当な理由無く他の製品の生産に当てる期間を延長する、改善計画に反して蓄電池専用の材料・部材の生産に当てる期間を増やすための努力を怠る等の不適切な状況が明らかとなつた場合には、補助金の返還を求める場合があります。
8	リサイクルの要件である1,000t/年について、設備運用開始時点で実際に処理を行うことが求められますか。	リサイクルの要件である1,000t/年については、設備能力として設定しており、運用段階では、市場の状況に応じて、廃電池の処理量が1,000tを下回ることは問題ありません。
9	製造・リサイクル後の素材がLIBに使われていることや、部素材が対象となるLIB製品に使われていることをトレース(管理あるいは証明)する必要はありますか。	必ずしも実際の取引全てをトレースする必要はありませんが、①申請段階において、リチウムイオン蓄電池材料として使用可能なリサイクル品を製造していることをご説明ください。②事後報告の中で、取引先におけるリサイクル品の利用状況について、確認をさせていただく場合がございます。
10	研究開発用として導入した設備を補助事業の実施途中で量産設備として転用しても問題ありませんか。	研究開発計画に対して一定以上の成果を上げられたと認められる場合においては、量産設備への転用は可能です。ただし、補助事業の目的に合致することが条件となります。
11	カーボンニュートラル対応のために、工場に再生可能エネルギー発電設備の導入を検討していますが、補助の対象となりますか。	発電設備や蓄電設備については、法令で設置が義務づけられているもの(非常用電源等)や、工場の稼働に不可欠であるとみなされるもの以外は、補助対象とはなりません。

**QA集(2022年4月15日時点)**  
不明点がございましたら事務局までお問合せください

No	Q	A
<b>(3) スケジュールについて</b>		
1	補助申請に関する手続きの流れを教えてください。	補助事業開始までの大まかな流れは以下のとおりです。 ①事務局への公募への応募申請、②採択審査、③採択決定・公表、④採択者からの補助金交付申請、⑤交付決定、⑥事業開始(発注開始) 詳細については、公募要領をご確認ください。
2	採択・不採択の通知はどのように行われますか。	採択・不採択の通知については、電子的手段(又は書面)で行うとともに、採択者名等については、事務局及び経済産業省のHPにおいて公表予定です。
3	公募スケジュールはどのようになっていますか。 また、二次公募はありますか。一次公募と同じ内容でしょうか。	現時点では、以下を想定しています。変更の可能性もございますので、随時HP等をご確認ください。 ◆第一次公募 3月24日 公募開始 3月29日 公募説明会の実施 <b>4月28日(木)正午 公募締め切り</b> 5月下旬 応募者のヒアリング 7月頃 採択公表 以降 採択者からの交付申請に基づき、交付決定手続き  ◆第二次公募 8月以降 公募開始  ※第二次公募の詳細は未定です。
4	投資開始時期や終了時期の制約はありますか。 投資開始時期、投資終了時期はそれぞれどういった定義ですか。	詳細については、公募要領のP6(6) 事業実施期間をご確認ください。  【投資開始時期】 補助の対象となる設備等の最初の発注日付になります。 交付決定後すぐの開始を予定しているのであれば、様式1の投資開始の日付部分に”交付決定日”と記載ください。  【投資終了時期】 補助の対象となるすべての支払いが完了した日付をもって投資の終了とします。 設備に関しては、据え付け・試験終了⇒検収⇒支払を前提にしています。
5	どのような場合に、特段の事情がある場合として、設備投資の完了時期を26年度まで延長することが認められるでしょうか。	個別の場合に応じて判断することとなりますが、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響で生産設備の納期が遅くなってしまうなどの場合が想定されます。
6	設備投資の事前着手を行いたいのですが、手続きの詳細について教えてください。	詳細については、公募要領P7をご確認ください。 ①事務局への事前相談(必須ではありません) ②補助金公募への応募時に、事前着手に関する書類を添付・申請 ③採択審査委員会での妥当性審査
<b>(4) 応募様式の作成について</b>		
1	審査のポイントを教えてください。	審査では、①設備の要件に合致した投資であるか、②国内サプライチェーン強化への寄与、③蓄電池産業の競争力強化や国内経済への寄与等を審査します。 詳細は公募要領および様式、書き方ガイド等をご確認ください。
2	今回の提出書類には押印は不要ですか	押印は不要です。
3	【様式第6】(1)「賃上げへの取組み」と(2)「パートナーシップ構築宣言」は必須項目ですか。	様式第6の(1)、(2)は必須項目ではなく加点項目になります。
4	賃金引上げ計画の表明の仕方にはどのような形がありますか。期限はありますか。	応募段階においては、エビデンス書類の提示は求めませんが、期限である、補助事業の完了年度(補助金申請対象の最後の支払の完了日)までに、事業者(経営者)と組合との間で賃上げを行うことに関する何らかの合意書などの締結を頂くことが必要です。 ※確定検査時にエビデンスの提示を求める予定です ※賃上げ計画の表明に際して、将来の賃上げを実施する上で特定の経営指標等の条件を付すこと(例:〇〇を達成した場合に限り、賃上げを実施する等)は認められません。
5	【様式第7】、【様式第8】サイバーセキュリティとは具体例としてどのようなものを指しますか。	本補助金で指しているサイバーセキュリティとは、製品のBMSレベルから生産設備等の情報セキュリティ全般までの幅広い範囲での対策・体制などを想定しております。対象となる応募企業は該当する様式の提出をお願いします。 (工場の稼働管理をするためのシステムのセキュリティ以外にも、受発注管理システムや事務系のシステムなどの混乱が生産行為に影響しうるのであれば、それらに対するセキュリティ対策が考えられます)

**QA集(2022年4月15日時点)**  
不明点がございましたら事務局までお問合せください

No	Q	A
(5)	<b>その他補助制度全般</b>	
1	研究開発投資の補助上限額が設備投資金額に応じて変動する制度となっておりますが、最終的な設備投資金額が変動した場合、研究開発投資の補助上限の取扱いはどのようになりますか？	設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して増加した場合でも、交付決定金額が増加することはありません。  設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して減少した場合については、研究開発補助金額の上限が減少する可能性があります。具体的には、確定検査において設備投資補助対象経費と認定された金額を踏まえて再計算した研究開発補助の上限金額が、交付決定金額よりも低いときには、再計算した金額が補助の上限となり、補助金上限額が減少します。※再計算した金額の方が交付決定金額よりも高い場合には、引き続き交付決定金額が補助上限となります。
2	交付決定の際の研究開発計画に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。補助金額の変更は認められますか？	交付決定の際の研究開発計画に変更が生じる見込みが明らかとなった段階で、研究開発計画の変更申請を行っていただく予定です。 補助金額の変動は、交付決定金額総額を超えない範囲であれば計画変更内容に応じて認められる可能性があります。具体的には、年度間での補助金額の配分の変更は、計画変更内容に応じて認められる可能性があります。 詳細については、公募開始段階で公表される公募要領でご確認ください。
3	採択後に、設備の仕様変更などは認められますか？	採択後は、見積もり等を行っていただき、交付申請を行っていただきます。このため、設備投資の内容に軽微な修正が入ることは認められますが、生産能力や処理能力、立地場所が変更されるなど、投資内容に大きな変更がある場合には、再度採択審査を実施する可能性があります。採択決定後に設備投資の内容の変更を検討する場合には、速やかに事務局までご相談ください。 交付決定後についても同様で、投資内容に大きな変更がある場合には計画変更の手続きを行っていただく必要があります。
4	応募した事業の内容は公表されますか。	企業名(共同申請者がいる場合には共同申請者も含む。)、事業概要、立地場所等の公表を予定していますが、企業秘密に該当する部分については公表しません。
5	申請内容に顧客情報等を記載した場合、情報公開請求等でそれらの機密が開示されることはありますか？	申請内容等について情報開示請求があった場合、申請者等に事前に開示する資料内容の確認(機密事項などの削除)を行った上での公開となります。
6	事業中および事業終了後にどのような報告をすることになりますか？	補助事業の実施中、その進捗状況等について年に1回報告書を提出いただくほか、半年に1回程度(1時間程度を想定)ヒアリングにご協力いただく予定です。事業終了後は、5年間、補助金申請段階で申請した内容に関する確認や、稼働状況、事業の状況等について年1回の報告等を予定しています。 ※報告の詳細については検討中です。
7	研究開発の成果(知財等)は、申請事業者に帰属しますか？	100%申請事業者に帰属しますが、補助金申請時に知財等の管理体制等の確認を実施するほか、事業終了後5年間の事後報告の中で、研究開発成果の活用状況・効果について、確認をさせていただきます。
8	5年間の研究開発投資の計画で申請した後、研究成果を早めに出すことが出来た場合、補助金を返還する必要がありますか？	返還の必要はありません。事業成果を出す期間まで研究開発として投資した補助対象経費のうち、補助対象分の補助金を支払います。